

加古川市地域福祉計画パブリックコメント一覧表

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
1	3	第1章 2 計画の位置づけ	<p>【重層的支援体制整備事業及び同実施計画】</p> <p>令和3年4月施行の改正社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める」（第103条の3）ことが規定された。また、同法第106条の5において、重層的支援体制整備事業を実施するときは、重層的支援体制整備事業実施計画の策定が努力義務とされた。今般策定しようとしている地域福祉計画において、高齢者福祉での地域包括ケアシステムにおける「必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化」というのであれば、必然的に重層的支援体制整備事業に取り組む、少なくともその考え方を念頭に地域福祉を推進する方向性が地域福祉計画に記載されるべきではないのか。</p>	<p>社会福祉法では、地域共生社会の実現をめざし（第4条）、地域生活課題の解決に向けて包括的な支援体制を整備することとされ（第106条の3）、これらを地域福祉計画に盛り込むこととされています（第107条）。</p> <p>これに基づき、3つの基本目標を掲げて施策を展開することとしており、複雑かつ複合的な生活課題に対応する相談窓口の連携強化や、地域課題の解決への支援体制の構築など、包括的な支援体制に向けた取組を、地域福祉を担う関係主体が重層的なネットワークを構築して推進してまいります。その点がわかりやすくなるよう、「第6章 計画の推進」において、計画の推進体制を修正、追記します。</p> <p>なお、包括的推進体制整備に係る「重層的支援体制整備事業」については、国から省令等が示されたところであり、今後、検討してまいります。</p>
2	8 ～ 19	第2章 1 データからみた加古川市	<p>【地域福祉を語るうえで必要なデータ】</p> <p>様々なデータがあるなかで何が必要か、どこまで掲載すべきかは一概に言えないと思うが、①疾病状況、②自殺の状況、③雇用形態の状況、④児童・高齢者・障害者虐待、DV等相談・認知件数、⑤外国人市民の状況、⑥空き家の状況は必要ではないのか。</p>	<p>ご指摘のデータを含め様々なデータがある中で、本計画に掲載できる数に限りがあることから、主なデータについて掲載するものとしますが、ご指摘のデータ等から読み取れる現在の状況も加味した上で、第4期への施策展開へと繋げるようにしています。</p>
3	14	第2章 ③高齢者のいる世帯の推移	<p>このグラフは、標記のグラフではなく、高齢者世帯の状況である。</p>	<p>「高齢者世帯の推移」に変更します。</p>
4	16	第2章 ①入園児童の推移	<p>①正確には入園・入所の推移、②認可保育所等には認定こども園を含むことを明記すべき、③認可外保育所入所児童も記載すべき、④就学前総児童数を記載すべき</p>	<p>①「在園児童数の推移」に変更します。</p> <p>②「認可保育所等（認定こども園を含む）」に変更します。</p> <p>③認可外保育所入所児童数については、正確な数値を把握できないため記載ができません。</p> <p>④「小学校就学前子どもの推移」として記載します。</p>

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
5	17	第2章 ④児童クラブ 入所児童 数	待機児童数についても記載すべき	児童クラブの整備が進み、待機児童はほぼいないため記載しません。 ※児童クラブ数 79クラブ ※年度当初待機児童数 R1：0名 R2：2名（現在は0名）
6	20 ～ 24	第2章 2地域活動 等の状況	①P18の子育てプラザの利用者のグラフはこの項に移すべき、②併せて、公民館の利用状況を記載すべき	①子育てプラザの利用者の状況については、NPOが行う地域活動としてではなく、市が行う子育て支援としての状況把握として掲載しているため、計画案のとおりとします。 ②公民館を利用する登録団体の状況は、P24「(7)市民団体の実態」において調査していますので、公民館の利用状況は、本計画においては記載していません。
7	22	第2章 (5)民生 委員・児童 委員の活動 状況	主任児童委員の活動状況を含んでいることがわかるようにすべき	この活動状況には、主任児童委員の活動については含んでおりません。なお、主任児童委員が受ける相談内容は、地域担当の民生委員・児童委員とは違い、ほぼ子育て・子どもの生活に関するものになっています。 ※相談件数：286件 (内訳) 子育て・母子保健 86件 子どもの地域生活 69件 子どもの教育・学校生活 61件 健康・保健医療 27件 家族関係 21件 その他 22件
8	24	第2章 (7)加古 川市の市民 団体の実態	【NPO法人数】 総務省のポータルサイトでは、加古川市に事務所を置くNPO法人は64団体となっている。中にはほぼ休眠中の団体もあるようだが、税務部や中間支援団体とも連携を図り可能な限りの把握に努めていただきたい。	地域における貴重な資源として把握に努めます。

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
9	25 ～ 29	第2章 3 第3期計 画における 取組状況	<p>「第3期計画に掲げた項目の取組状況から見えてきた問題点を整理」とあるが、あまりにも大雑把過ぎはしないか。例えば、基本目標3の地域の課題を支えあう仕組みづくりについてみると、(1) 地域課題の共有の下位に、① 地域課題の解決への支援体制として、「(仮称) 地域コミュニティ協議会」の設置及びその支援を検討、② 地域のニーズを解決していくサービス事業の促進として、行政・関係団体などとの協働による事業展開や、地域のセーフティネットとなりうるコミュニティビジネスの起業支援を検討、③ 地域の活動を施策に活かす取り組みの推進として、地域福祉を担う主体が抱える課題に対して、能動的に情報を収集し、課題解決へとつなげる機能の創設及び様々な地域福祉の担い手の参加によるワーキングチームや意見交換の場の設置が掲げられているが、以上について、どう取り組まれてきたのか、あるいは課題や問題点があって実現に至らなかったのかが全く不明である。</p> <p>もう一例を挙げると、地域包括支援センターの機能充実として、地域包括支援センターの設置基準については、日常生活圏域にかかわらず、市民の生活により密着した圏域での設置を検討します。」とあったが、そのことがどうなったかについて全く触れられていない。(蛇足ではあるが、「地域包括支援センターに主任介護支援専門員、保健師又は看護師、社会福祉士を配置」することは、当然のことであり、当該職員等を加配してこそはじめて取組となり得る。) 前期計画においてもPDCAサイクルによる「計画の着実な推進」とあったが、これでは本当にCHECK(年次評価・意見交換)し、ACTION(改善策の検討、そして、計画改定期の総合評価)を起し、次期計画につながるような問題点の剔出となっているのかが疑わしいといわざるを得ない。せめて、上述の①～③レベルでの取組状況及びその問題点を記載するように改められたい。</p>	<p>「3 第3期計画における取組状況」は、現計画に掲げた項目についての主な取組状況と問題点を整理し記載することとしております。</p> <p>なお、現計画の進捗管理及び評価については、関係部署及び社会福祉協議会に対し、年度ごとの全項目調査を行い、評価に応じて取組の変更等を行うとともに、当該調査に基づき問題点を抽出し「地域福祉計画策定委員会」の審議においてご意見をいただいたうえで、本計画案を作成しております。</p>

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
10	25	第2章 施策の展開 (2) 拠点 づくりの推 進	一番上の●、各センターを設置したのはいいですが、問題点が見当たりません。	ご指摘の部分については、第3期計画における総合福祉会館の機能強化としての取組を記載しているため、各センターの設置のみの記載になっていますが、各センター設置後の問題点については、P27「(2) 相談窓口の充実」に記載しています。
11	25	第2章 施策の展開 (2) 拠点 づくりの推 進	上から5つめの●、新規参入事業者に対する必要な助言等を支援というのは、地域福祉活動拠点への支援だと考えますが、具体的にどんな支援をされたのでしょうか。こちら問題点が見当たらないように思います。	ご指摘の部分に関する具体的な取組は、子育て支援に関する事業に参入する事業者から相談に対する助言や、障がい者に関する地域生活支援拠点等の新規開設を推進するための補助金の交付など資金面での支援などです。これらにより、問題点は解消されてきておりますが、事業所不足の解消までは至っていませんので、引き続き支援を行ってまいります。
12	29	第2章 施策の展開 (2) 見守 り体制の充 実	【個人情報保護】 「団体間での情報共有が、個人情報保護により難しい」との問題点が指摘されているが、計画の推進において、このことについての改善策等についての記載がない。一方で、このたびの社会福祉法の改正において、重層的支援体制整備事業を実施する場合に設置することができる「支援会議」においては本人の同意を得ずとも情報共有が可能となるスキーム（同法第106条の6、特に同条第3項から第5項）となっている。この観点からも早急に重層的支援体制整備事業に取り組むべきである。	現行の地域ケア会議（介護）や支援会議（困窮）等の各種会議において、守秘義務を課す中で情報共有に取り組んでいます。しかしながら、地域の見守り活動など支援の輪を拡大する中で、個人情報保護に関する問題が発生することから、対応を検討する必要があります。
13	30 ～ 33	第2章 4 地域活動 団体等の現 状	地域の課題を問うているのに、障団連、きらり、支える会、JC以外は地域の課題を回答しているのではなく、団体内部の課題（これはこれで大切な課題ではあるが）についてのみの回答である。また、単位自治会や少年団、婦人会といった地縁型組織そして市社協や医師会をはじめとする保健医療関係団体の意見がみられない。さらには連携を図るべき教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野関係団体の意見も徴することにより、様々な地域生活課題が見えてくる側面もある。地域生活課題の把握について、団体の選定も含め、もう少し丁寧な方法はなかったのか。	高齢者、障がい者、児童、生活困窮者に対する支援を行っている団体を対象にヒアリングを実施しましたが、その他の団体についても、本計画の策定委員会委員として参画いただいたり、関係各課と情報共有する中で、課題の把握に努めています。

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
14	42	第3章 5 加古川市 がめざす地 域福祉のイ メージ	<p>【日常生活圏】</p> <p>「加古川市がめざす地域福祉のイメージ」図において、「日常生活圏」がやや唐突に出現している。国の「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（H29.12.12通知）において、「法第106条の3第1項は、(1)「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、(2)「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、(3)多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（第3号）等を通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としたものである。さらに、国の「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」においても、「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域（「住民に身近な圏域」）と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 ・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理」が求められているが、地域福祉を推進する基礎となる「日常生活圏」をどのように設定するのか、その考え方を含め、記載すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、「日常生活圏」は、地域の実情や個々の生活課題によって隣近所・町内会（自治会）・小学校区・中学校区・市全域と、様々に異なるものです。このため、それぞれの課題に応じ個別計画や個々の施策を推進する中で設定することとしており、地域福祉計画において、それぞれの具体的な日常生活圏についての記載はしませんが、その説明を「第6章 計画の推進」において追記します。</p>
15	46	第4章 (2) 相談 窓口の充実	<p>【引きこもりの相談窓口】</p> <p>加古川市内でも8050問題が多く見られます。高齢者や障害者は相談窓口がありますが、引きこもりの方の窓口が市内に必要だと思えます。</p>	<p>引きこもりの方の相談は、生活福祉課に設置している「くらしサポート相談窓口」において受付し、関係機関と連携し、対応しています。</p>

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
16	49	第4章 (1) 地域 課題の共有	<p>【地域課題の解決への支援体制の構築】 第3期計画の総括において、「ささえあい協議会」について、「現在は、高齢者を主な対象としていますが、今後、地域に暮らすすべての人を支える仕組みとなるような「地域包括ケアシステム」の構築のためには、地域ごとの各主体のつながりはもとより、関係機関・関係団体間のつながり、地域と専門職とのつながり、横断的なつながりなど、地域の課題解決に向けて多様な主体が有機的につながることができるよう、場や機会の拡充・創出に取り組む必要があります。」(P36)としているにもかかわらず、「ささえあい協議会」の機能・役割については「高齢者に関する地域課題について……」と従前通りであり自らが行った総括を踏まえたものとはなっていない。また、P42の加古川市が目指す地域福祉のイメージでは、「ささえあい協議会」は高齢者や子どもといった属性に関係なく活動する団体として位置づけられている。「ささえあい協議会」の位置づけについて、第3期計画の総括及び市が目指す地域福祉のイメージと整合を図りたい。</p>	<p>「ささえあい協議会」については、高齢者に関する地域課題に向けた支えあいの仕組みですが、P49に記載しているとおり、介護、障害、子ども、生活困窮に係る地域づくりを支援する事業を行い、相互の連携に取り組む中で、地域特性に応じた地域課題の解決への支援体制の構築を行いたいと考えています。</p>
17	49	第4章 (1) 地域 課題の共有	<p>【生活支援コーディネーター】 第3期計画では、生活支援コーディネーターの役割として、「市民ニーズや地域の社会資源などを調査し、多様な生活支援サービスの体制整備を行う」の役割を担う(第3期計画P53)ものとして位置づけられていたにもかかわらず、第4期計画では、「高齢者に関する地域課題について、生活支援コーディネーターが中心となり、様々な地域主体が参画する「ささえあい協議会」において、その解決に向けた支えあいの仕組みづくりを進めます。」とのみ記載され、もう一つの役割である「地域課題の抽出とその解決に向け」た取組については基本目標にその記載はあるものの、具体的取組についての記載がない。「生活支援コーディネーターを中心に、市民ニーズや地域の社会資源を調査し、多様な生活支援サービスの体制整備を行う」旨、追記すべきである。</p>	<p>P49では、高齢者の支えあいの仕組みを協議する「ささえあい協議会」における生活支援コーディネーターの役割を記載しております。ご指摘の「市民ニーズや地域の社会資源を調査し、多様な生活支援サービスの体制整備を行う」ことについては、介護、障害、子ども、生活困窮など市の関係部署と、生活支援コーディネーターなどの各分野における核となる主体が連携し、実施していきたいと考えています。</p>

No.	計画案 ページ	該当項目	ご意見等の内容	市の考え方
18	49	第4章 (2)の地域の安全・安心の確保	「地域ぐるみの見守り活動の推進」の2つ目の■「見守りカメラ」による犯罪防止とありますが、抑止とした方がよいのではないのでしょうか。また、前回の計画にあった「ヘルプカード」はもっと普及すべきだと思うので今回の計画にも加えるべきではないのでしょうか。	見守りカメラの設置による効果が、より適切に表現されるように「犯罪防止」の表記については「犯罪抑止」に変更します。 また、地域ぐるみの見守り活動の推進の取組として、ヘルプカードの普及について追記します。
19	49	第4章 (2)の地域の安全・安心の確保	「感染症等に対応した～」とありますが、感染症等に限定した災害対策のように読めるので、「感染症等にも」とした方がいいのではないのでしょうか。	「感染症等に対応した」の表記については「感染症等にも対応した」に変更します。
20	50	第4章 (3)福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化	見出しは左記の通りであるが、リードでは、「すべての人が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない福祉・保健・医療の提供体制の構築を進めます。」となっており、かつ、取組内容でも「福祉・保健・医療連携の強化」とあり、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野との連携にかかる取組を記載すべきである。地域共生社会とは、とどのつまり、福祉を基軸とした地域コミュニティの活性化であり、そのためにも、他の生活関連分野との連携を骨太に記載していただきたい。	生活関連分野との連携について、さらに強化するよう追記します。
21	51	第5章 第5章加古川市成年後見制度利用促進基本計画	第5章として新たに加古川市成年後見制度利用促進基本計画が盛り込まれましたが、他に利用促進基本計画が存在するのでしょうか。もし、この地域福祉計画に盛り込むだけであれば、他自治体と比較して、加古川市の成年後見制度の利用促進に不安を感じます。計画はボリュームだけで評価するものではありませんが、現在の案では、地域福祉計画と一体的な計画というよりは、あくまで「盛り込んだ」という印象です。特に計画の趣旨や目的についてはもう少し書き込むべきではないのでしょうか。また、今後の利用促進の工程（年次計画等）もある方が進捗管理しやすいのではないのでしょうか。	P47の「(3)権利擁護の推進」において成年後見制度の利用促進の取組を掲げており、その取組と深く関連した計画であるため、本計画と一体的に策定しようとするものです。ご指摘のように策定の趣旨・目的については追記します。 また、利用促進の工程については、別途作成することとしております。

No.	計画案 ページ	該当項目		ご意見等の内容	市の考え方
22	52	第5章	2 成年後見 制度を取り 巻く現状と 課題	基幹相談支援センターにおける成年後見制度利用にかかる相談件数の推移についても掲載すべきである。	障がい者基幹相談支援センターにおける成年後見制度利用に関する相談件数の推移について掲載します。
23	—	その他	その他	<p>【地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画】</p> <p>現時点において、重層的支援体制整備事業実施計画にかかる厚生労働省令や指針が明らかになっていないことから、両計画を一体的に策定することはやや冒険的に過ぎることは理解するとしても、令和3年4月施行の改正社会福祉法において、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業の創設を内容とする「重層的支援体制整備事業」が盛り込まれた趣旨を踏まえて地域福祉計画を策定すべきであると考えます。そこで、第3期計画を暫定的に1年間延長し、第4期計画については、重層的支援体制整備事業に取り組むなかで、国から近々に示されるであろう指針等を十分に吟味し、さらに1年をかけて、具体的な地域生活課題並びに地域福祉を担う地縁型組織やテーマ型組織の課題を改めて洗い出し、重層的支援体制整備事業実施計画と一体的に策定することとしてはどうか。</p>	<p>本計画では、誰一人取り残さない地域共生社会を目指すことを理念に掲げ、地域福祉を担う関係主体が重層的なネットワークを構築し、それぞれの分野において核となって、包括的な支援体制の整備を進めていくこととしています。</p> <p>なお、「重層的支援体制整備事業」については、国から省令等が示されたところであり、今後、検討してまいります。</p>